

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税法等による国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あきる野市は、地方税法等による国民健康保険税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいその他事態の発生によるリスクを分析し、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を充分認識するとともに、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることを宣言する。

特記事項

毎年、全職員等を対象に情報セキュリティに対する研修を実施している。

評価実施機関名

あきる野市長

公表日

令和2年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法による国民健康保険税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき次の事務を行う ①国民健康保険税の賦課及び徴収に関する事務
③システムの名称	国民健康保険税システム 収納管理システム 滞納管理システム 口座管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システム 国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険税情報ファイル (2)収納管理ファイル (3)滞納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部保険年金課 市民部徴税課
②所属長の役職名	市民部保険年金課長 市民部徴税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地 総務部総務課法規係 電話042-558-1111(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地 市民部保険年金課 電話042-558-1111(代) 市民部徴税課 電話042-558-1111(代)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月23日	I 関連情報1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、前期高齢者システム、国民健康保険滞納対策システム、中間サーバ、団体内統合宛名管理システム	国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、前期高齢者システム、国民健康保険滞納対策システム、中間サーバ、団体内統合宛名管理システム、国保総合システム、国保情報集約システム	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	市民部保険年金課長 薄 丈廣 市民部徴税課長 内倉 厚	市民部保険年金課長 薄 丈廣市民部徴税課長 渡邊 智志	事後	人事異動によるため
平成30年5月21日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職	市民部保険年金課長 薄 丈廣 市民部徴税課長 渡邊 智志	市民部保険年金課長 市民部徴税課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する個人情報保護委員会規則(平成30年個人情報保護委員会規則第2号。)及び特定個人情報保護評価指針の一部を変更する件(平成30年個人情報保護委員会告示第2号。)により、所属長氏名の記載廃止
令和1年6月28日	IVリスク対策	なし	IVリスク対策 「1～9」項目新規追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する個人情報保護委員会規則(平成30年個人情報保護委員会規則第2号。)及び特定個人情報保護評価指針の一部を変更する件(平成30年個人情報保護委員会告示第2号。)により、リスク対策の記載追加

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	表紙:公表日	平成27年1月1日	令和2年4月1日	事後	公表日から5年経過することに伴う評価の再実施による変更(日付の修正)
令和2年4月1日	I 関連情報、2. 特定個人情報ファイル名	(1)国民健康保険税情報ファイル (2)収納管理システム (3)滞納管理ファイル	(1)国民健康保険税情報ファイル (2)収納管理ファイル (3)滞納管理ファイル	事後	公表日から5年経過することに伴う評価の再実施による変更(誤記の修正)
令和2年4月1日	I 関連情報、3. 個人番号の利用、法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番16番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項 別表第一 16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	公表日から5年経過することに伴う評価の再実施による変更(法令根拠の精査に伴う修正)
令和2年4月1日	I 関連情報、4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2【別表第2における情報提供の根拠】 1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.23.26.27.28.29.31.34.35.37.39.40.42.48.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.7174.80.84.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.117.120の項【別表第2における情報照会の根拠】27	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	公表日から5年経過することに伴う評価の再実施による変更(法令根拠の精査に伴う修正)
令和2年4月1日	再実施	なし	特定個人情報保護評価に関する規則第15条及び特定個人情報保護評価指針に基づき、5年経過前に特定個人情報保護評価を再実施した。	事後	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、当該評価の調整が困難であったため
令和2年4月1日	II しいき値判断項目、2. 取扱者数、特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か、いつ時点の計数か	平成27年1月1日	令和2年4月1日	事後	公表日から5年経過することに伴う評価の再実施による変更(日付の修正)